

第 2 期川崎区区民会議委員名簿

別紙 1

任期：平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

50 音順、敬称略

氏名	推薦団体・分野など		専門部会			
			幹	地	環	実
あいはら あきら 藍原 晃	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野		○		
あらい けいはち 荒井 敬八	川崎区文化協会	文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野	○			○
いのくま としお 猪熊 俊夫	かわさきタウンマネジメント 機関運営協議会（かわさき TMO）	産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野		○		
うおつ としおき 魚津 利興	川崎商工会議所	その他、各区の地域特性に応じた課題に関する分野	○			
きくち こうき 菊地 弘毅	川崎区医師会（社団法人 川崎市医師会）	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野			○	
きじま ちえ 木島 千栄	公募				○	○
しまだ じゅんじ 島田 潤二	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野		○		
すやま よしこ 須山 令子	川崎区保護司会	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野			○	
たなべ とみお 田辺 富夫	川崎区まちづくりクラブ	地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野			○	
だんづか まこと 弾塚 誠	川崎区安全・安心まちづくり推進協議会	防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野	○			
とみた よりと 富田 順人	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野			○	
ながしま とおる 長島 亨	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野			○	
ばく よんじゃ 朴 栄子	川崎市ふれあい館（社会福祉法人 青丘社）	その他、各区の地域特性に応じた課題に関する分野		○		○
はせがわ ゆきこ 長谷川 幸子	川崎区民生委員児童委員協議会	子育て、教育などを育て心をはぐくむ分野			○	
はた たくじ 秦 琢二	川崎区 P T A 協議会	子育て、教育などを育て心をはぐくむ分野			○	
はらだ あゆむ 原田 歩	川崎区市民健康の森 海風の森を MAZU つくる会	緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野	○		○	○
ふじおか れいこ 藤岡 玲子	公募				○	○
ほしかわ たかよし 星川 孝宜	公募		○	○		○
みやざき とみこ 宮崎 とみ子	公募			○		○
よしの ちさお 吉野 智佐雄	特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野		○		

※専門部会欄の幹は幹事会、地は地域力・つながり部会、環は環境エコ部会、実は実行推進プロジェクト

川崎区区民会議参与名簿

五十音順・敬称略

【市議会議員】

氏名	所属会派
いづか まさよし 飯塚 正良	民主党
いわさき よしゆき 岩崎 善幸	公明党
こばやし きみこ 小林 貴美子	公明党
さかもと しげる 坂本 茂	自民党
さの よしあき 佐野 仁昭	共産党
しまざき よしお 嶋崎 嘉夫	自民党
にし じょうじ 西 譲治	民主党
はまだ まさとし 浜田 昌利	公明党
はやし ひろみ 林 浩美	自民党
みやはら はるお 宮原 春夫	共産党

【県議会議員】

氏名	所属会派
すぎやま のぶお 杉山 信雄	自民党

市議会議員10人、県議会議員1人、合計11人

事務局(区役所職員)一覧

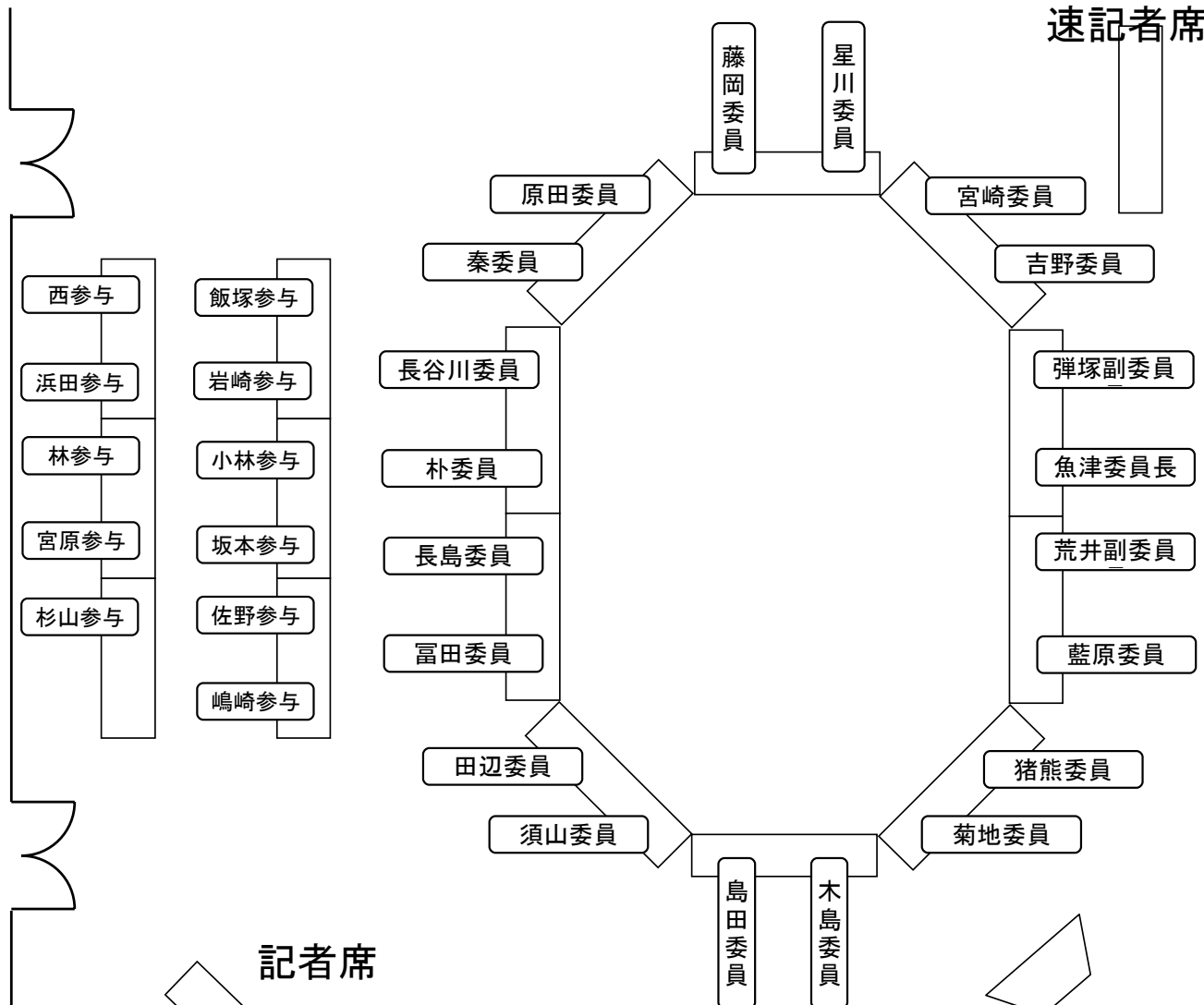
別紙3

役職	氏名
区長	おおたに えつお 大谷 悦夫
副区長	おさない みゆき 小山内 美幸
区民サービス部長	すずき きいち 鈴木 喜一
保健福祉センター所長	ましこ 益子 まり
保健福祉センター副所長	にしや けんいちろう 西矢 健一郎
こども支援室長	やまだ まさた 山田 雅太
大師支所長	まえばし まさとし 前橋 正敏
田島支所長	いで ちょうせい 井出 長生
建設センター所長	しらいし まさゆき 白石 正幸
企画課長	いまい しげただ 今井 重忠

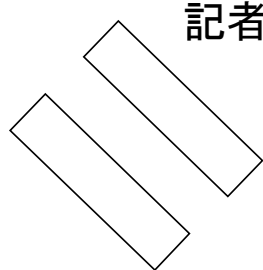
第3回全体会議座席表

別紙4

速記者席

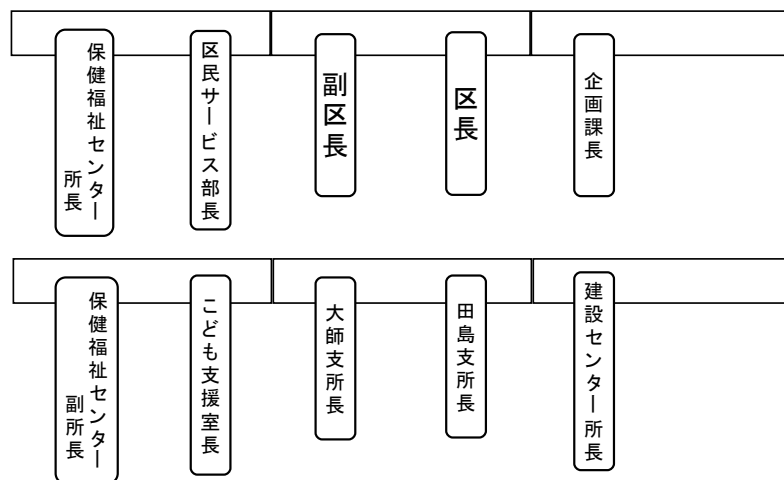


記者席

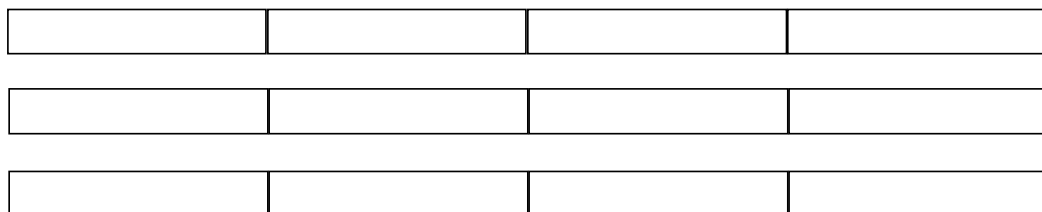


事務局

演台



傍聴席



川崎区区民会議 事務連絡一覧

1 会議公開

- ・この会議は公開で開催しています
 - ・開催することを事前に公表しています
 - ・後日(おおむね1カ月後)、会議録を公開します
-

2 傍聴の注意事項

- ・全体会議は20人、専門部会は10人まで傍聴者が入場する場合があります
 - ・傍聴者は遵守事項を守り、静穏に傍聴してください
-

3 写真撮影

- ・事務局が会議の記録として写真の撮影などを行います
 - ・撮影した写真は、広報物(市政だより、ホームページなど)や報告書などに使用する場合があります
-

4 会議時間

- ・会議時間は2時間程度を予定しています
 - ・次第に沿って、途中で休憩を入れずに進行します
-

5 会議の広報

- ・審議の結果や様子を市政だよりやホームページで広報することがあります
-

6 会議録の事前確認

- ・会議録は事務局が摘録を作成し、委員などに内容の確認を公開前にお願いします
- ・発言した趣旨と異なる箇所がありましたら、お知らせください